

**ホーバークラフト及びホーバーターミナル（西大分）とその周辺地域の一体的な魅力
発信に向けた広報用リーフレット及びプロモーション動画作成委託業務
企画提案競技 募集要項**

1 事業目的

空港アクセス改善手段としてのホーバークラフト及びホーバーターミナル（西大分）とその周辺地域（以下「周辺地域等」という。）の魅力を、一体的に発信するための広報用リーフレットとプロモーション動画を制作し、以て、空港利用者の利便性向上とともに周辺地域等の賑わいの創出を図ることを目的とする。

2 契約に付する事項

(1) 業務名

ホーバークラフト及びホーバーターミナル（西大分）とその周辺地域の一体的な魅力発信に向けた広報用リーフレット及びプロモーション動画作成委託業務

(2) 実施主体 大分県

(3) 履行期限 契約締結の日から令和9年3月31日まで

(4) 業務概要 別添「業務委託仕様書」のとおり

(5) 限度額 3,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を有する者。
- (3) 本事業を受託できる財政的健全性を有していること。
- (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと。
- (5) 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと。
- (6) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員が役員となっている事業者
 - ④ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約を締結している者
 - ⑥ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難

される関係を有している者

- ⑧ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 実施スケジュール

企画提案競技の実施スケジュールは次のとおりとする。

	項 目	期 間 等
1	公告（公募開始）	令和8年 6月 9日（火）
2	質問の受付	令和8年 6月 9日（火）～ 令和8年6月15日（月）
3	質問への回答期限	令和8年 6月18日（木）
4	参加申込書の受付	令和8年 6月 9日（火）～ 令和8年6月19日（金）
5	企画提案書の受付	令和8年 6月 9日（火）～ 令和8年6月22日（月）
6	審査委員会	令和8年 6月26日（金） ※予定
7	審査結果通知	令和8年 6月26日（金） ※予定
8	契約締結予定日	令和8年 6月29日（月）

※受付については、土曜日、日曜日及び休・祝日は除く、午前9時から午後5時までとする。

5 参加申込書

- (1) 提出期限

令和8年6月19日（金）午後5時

- (2) 提出方法

企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書」（別紙様式1）を下記問合せ先まで電子メールで提出すること。

- (3) 参加申込書の提出後に辞退する場合は、辞退届（別紙様式4）を電子メールにより提出すること。

6 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限

令和8年6月15日（月）午後5時

- (2) 提出方法

下記問合せ先まで質問票（別紙様式5）を電子メールで提出すること（FAX不可）

- (3) 質疑への回答

令和8年6月18日（木）までに、随時県庁ホームページにて公表する。（個別には回答しない。質問者名は掲示しない。）

7 企画提案書の提出

- (1) 提出期限

令和8年6月22日（月）午後5時必着

- (2) 提出方法

以下①～⑤の提出物について、令和8年6月22日（月）17時までにEメールにより以下のメールアドレスあて提出すること。なお、必ず電話にてメールの到着を確認すること。

なお、大分県が発注する競争入札に参加する資格を有していない者については、⑤～⑩に定める入札参加資格申請時の必要書類を併せて提出すること。

（提出物）

- ① 企画提案書（様式2）
- ② 見積書（様式自由）
- ③ 誓約書（様式3）
- ④ 企画内容プレゼン書類（様式任意、A4サイズ）
- ⑤ 営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ⑥ 取扱商品等調書
- ⑦ 納税証明書（県税）
- ⑧ 納税証明書（地方消費税）
- ⑨ 登記簿謄本
- ⑩ 定款（写し）

（提出先等）

〒870-8501

大分県大分市大手町3-1-1

大分県企画振興部交通政策局交通政策企画課 三嶋 宛て

E-mail : a10530@pref.oita.lg.jp

電話 : 097-506-2162

8 審査及び結果通知

（1）審査・採用

- ①審査委員会を設置し、プレゼンテーション形式での審査を行い、最優秀提案者1名を選定する。また、選定された企画の使用権は大分県に帰属する。
- ②参加者には、審査結果についてすみやかに通知する。
- ③審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

（2）審査基準

以下の項目について審査する。

ア) 基本事項

- ・本事業の趣旨や内容について十分理解した企画提案になっているか

イ) 企画内容

- ・ホーバークラフト及び周辺地域等の魅力を伝える内容となっているか
- ・ターゲットを意識し、乗船、訪問意欲を惹起させる内容となっているか

ウ) 具体性・実現性

- ・構成案、演出手法などが具体的で現実的なものになっているか。

エ) 業務遂行能力

- ・県が求める業務を実施するための知識、経験、実績があり、本業務を実施するにあたり高い成果が期待できるか。

オ) 経費

- ・見積額が予算内であり、妥当なものか

(3) プレゼンテーション

①日程

令和8年6月26日(金)(予定)

詳細日程については、対象者に別途通知する。

②場所

大分県庁内会議室(予定)

③プレゼンテーションの実施方法

ア 応募者による企画提案書の説明並びに、審査会委員によるヒアリング及び審査を実施する。

イ 時間は、一提案者あたり25分以内(説明15分以内、質疑応答10分程度)とする(予定)

ウ プロジェクターの使用を可とする。

エ 企画提案書の提出期限以降の追加提出及び差替えは認めない。

④プレゼンテーションに要する経費は、すべて提案者の負担とする。

9 その他

(1) この要綱に定めのない事項については別途協議のうえ決定する。

(2) 採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。

(3) 企画提案書作成に要する経費については、参加業者の負担とする。

10 問合せ先

大分県企画振興交通政策局交通政策企画課 海上交通班

所在地 〒870-8501 大分市大手町3丁目1-1

TEL 097-506-2161

FAX 097-506-1731

メール a10530@pref.oita.lg.jp